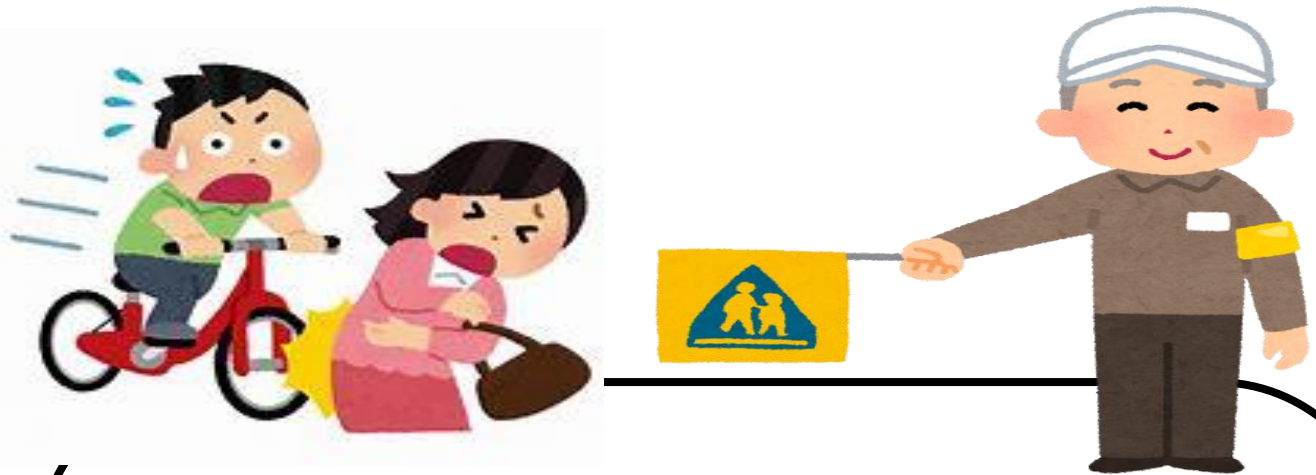


自転車マナー！

回覧



ダメだぞ！ 自転車！

あの人も右 この子も右

守ろう命

怖いのは右側通行 事故に

あいやすいのも右側通行

交通安全部の活動をしていて、いつも思うことです。自転車は、道路交通

法上の「車両」です。マナーを守って、気持ちよく暮らせる街にしましょう。

埼玉県では、平成30年4月1日から自転車損害保険への加入が義務化されています。未成年者の場合は保護者が加入。